

障害者相談支援事業に係る消費税について

1 経過

- 令和5年7月2日 市町村が民間事業者に障害者相談支援事業を委託した場合の消費税を非課税としていることが多いことを中日新聞が取り上げた。
- // 7月4日 このことを踏まえ、加藤厚生労働大臣が障害者相談支援事業が消費税の課税対象となることが明確でなかったとし、改めて自治体や事業者に通知することを発表した。
- // 11月28日 市は、厚生労働省からの事務連絡を受理し、本市の状況調査を進めた。

別紙

2 調査結果

本市は、別紙通知のあった課税対象事業について調査を進めた結果、2事業が該当し支払うべき消費税相当額は次のとおりです。

事業名		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年 10月から	令和元年9 月まで	平成30年
		税率	10%	10%	10%	10%	10%	8%
障害者相談支援事業	契約額	4,382,000	3,551,000	3,550,000	4,135,000	4,602,000		4,469,000
	消費税	438,200	355,100	355,000	413,500	230,100	184,080	357,520
基幹相談支援センター事業	契約額	3,330,000	2,563,992	2,618,012	3,686,001	3,912,718		3,689,150
	消費税	333,000	256,400	261,800	368,600	195,630	156,500	295,130
消費税相当合計		771,200	611,500	616,800	782,100	425,730	340,580	652,650
					3,429,360			

3 事業者及び市の対応

障害者相談支援事業は、平成23年度から、基幹相談支援センター事業は、平成30年度から事業者へ委託している。

これらの事業の消費税は、過去に国に確認し非課税として取り扱っていた経過もあり、委託料に消費税は含まず契約していた。

事業者は、今回の通知等をうけて5年間分の消費税を修正申告する予定で、今後税務署との協議を進めます。

これらを踏まえ今後の市の対応は次のとおりとします。

- ・令和5年度消費税相当分 771,200円は、本年度予算内で対応
- ・5年間分の消費税相当分 3,429,360円に延滞税等も含め、額が確定次第、補正予算を計上

事務連絡
令和5年10月4日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

記

1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号関係)

- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(障害者総合支援法第 77 条の 2 関係)

- ・ 基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）

(障害者総合支援法第 78 条第 1 項関係)

- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 発達障害者支援センターを運営する事業
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・ 医療的ケア児支援センターを運営する事業

2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条及び同法別表第一第 7 号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記 1 のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税法関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

【担当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111

相談支援係（内線）3040 mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係（内線）3038 mail: hattatsu@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電話：03-5253-1111

障害保健係（内線）3064 mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

○こども家庭庁支援局障害児支援課

電話：03-6861-0068（直通）

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp